

基 発 0531 第 3 号

平 成 25 年 5 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「休業補償特別援護金支給制度の創設について」の一部改正について

社会復帰促進等事業における休業補償特別援護金（以下「援護金」という。）の支給については、昭和57年5月19日付け基発第342号「休業補償特別援護金支給制度の創設について」（以下「通達」という。）により実施しているところであるが、今般、その支払が都道府県労働局官署支出官に移行されること等に伴い、通達を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の概要

- (1) 労働基準監督署長は、援護金の支給を決定した場合は、都道府県労働局官署支出官に対して支払依頼書を送付することとしたこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

### 2 通達の一部改正

通達の一部を次のように改正する。

- (1) 記の2の(1)中「次表（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第17条の2に規定する表）」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第17条の2に規定する表の1から4」に改め、表を削る。
- (2) 記の5の(5)中「休業補償特別援護金、<sup>支給決定・支払</sup><sub>不支給決定</sub>通知」（様式第2号）書により、休業補償給付に係る決定通知と同時に」を「休業補

賃特別援護金 支給決定 通知」(様式第2号)により」に改める。  
不支給決定

(3) 記の5の(5)の次に(6)として次を加える。

(6) 所轄署長は、援護金の支給を決定した場合は、都道府県労働局(以下「局」という。)官署支出官に対して、支払依頼書に決裁後の様式第1号の写しを添えて速やかに送付し、局官署支出官(当地払の場合は局資金前渡官吏)が支払を行うものとする。

(4) 記の6の(4)中「資金前渡官吏事務取扱手引(昭和54年改訂)第7章第34前渡資金に係る」を「債権管理事務取扱手引第3章に定める」に改める。

(5) 記の8中「(項)労働福祉事業費(目)福祉施設給付金」を「(項)社会復帰促進等事業費(目)労災援護給付金」に改める。

(6) 様式第1号から第4号までを別添のとおり改める。

(7) 要綱1中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

(8) 要綱5中「「休業補償特別援護金、支給決定・支払通知」(様式第2号)書により、休業補償給付に係る決定通知と同時に」を「休業補償特別援護金 支給決定 通知」(様式第2号)により」に改める。  
不支給決定

### 3 施行期日について

本改正は、平成25年6月1日以後に労働基準監督署長が決定する援護金について適用すること。

様式第1号

(この欄は記載しないこと。)

支給決定決議書	署長	次長	課長	係長	係	支払金額				
						算定内訳	(給付基礎日額) 円 × $\frac{60}{100}$ × 3日			
	支給決定	. . .		調査年月日	. . .		復命書	第 号		
							休業補償給付支給請求書との照合		確認者印	

労働者災害補償保険  
休業補償特別援護金支給申請書

① 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		
② 労働者の氏名	(男・女)									
生年月日	年		月		日		(歳)			
③ 災害発生日	年		月		日					
④ 休業の原因となった疾病の発生のおそれのある業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間	年		月		日から		年		月	日まで
⑤ 療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第3日までの休業補償受領の有無	有		. . .		無					

上記により、休業補償特別援護金の支給を申請します。  
なお、休業補償特別援護金の支給を受けた後に事業主から休業補償を受けたときは、速やかに休業補償特別援護金を返還することを誓約します。

年 月 日

郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ 局番 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

申請人の氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

労働基準監督署長 殿

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
銀行・金庫	本店・本所	普通・当座	第 号
農協・漁協・信組	出張所	名義人	
	支店・支所	-----	

右金額正に領収しました。	領収年月日	領収金額	氏名
	年 月 日	¥ -----	⑩

(この欄は記載しないこと。)

様式第2号

休業補償特別援護金 支給決定 通知  
不支給決定

あなたが申請された休業補償特別援護金については、下記のとおり支給決定・不支給決定したので通知します。

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

決定年月日	
支給決定金額	(但し、 年 月 日～ 年 月 日の3日間分)
不支給の理由	

この通知は、休業補償特別援護金支給及び変更決定のお知らせです。  
支給決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。



様式第4号

労働者災害補償保険

休業補償特別援護金支給決定取消決定通知

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

さきに貴殿に対してなした休業補償特別援護金の支給決定については、下記の理由により  
これを取り消し、新たに不支給と決定したので通知します。

なお、支給決定を取り消した休業補償特別援護金については、同封の納入告知書により告  
知書記載の指定銀行に振り込むか、若しくは 労働局へ持参の上納入してください。

記

支給決定取消理由	
----------	--